

# 収入保険

## 収入保険のポイント

- ◇自然災害や価格低下だけでなく、経営努力では避けられない収入減少を補償
- ◇基準収入の9割を下回ったときに補償（青色申告実績が5年以上ある場合）
- ◇保険料や付加保険料（事務費）は50%、積立金は75%を国で負担
- ◇保険期間中に大きく収入減少した時に、運転資金として無利子のつなぎ融資

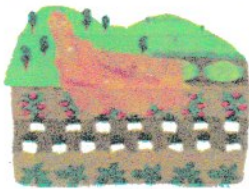
自然災害や病虫害、鳥獣害などで  
収量が下がった



市場価格が下がった



災害で作付不能になった



けがや病気で収穫ができない



倉庫が浸水して  
売り物にならない



取引先が倒産した



盗難や運搬中の事故  
にあった



輸出したが為替変動  
で大損した





## 加入できる方

### 青色申告を行っている農業者(個人・法人)です。

- ※ 加入申請時に、青色申告実績（簡易な方式を含む）が1年分あれば加入できます。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択。

## 対象となる収入

### 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体です。

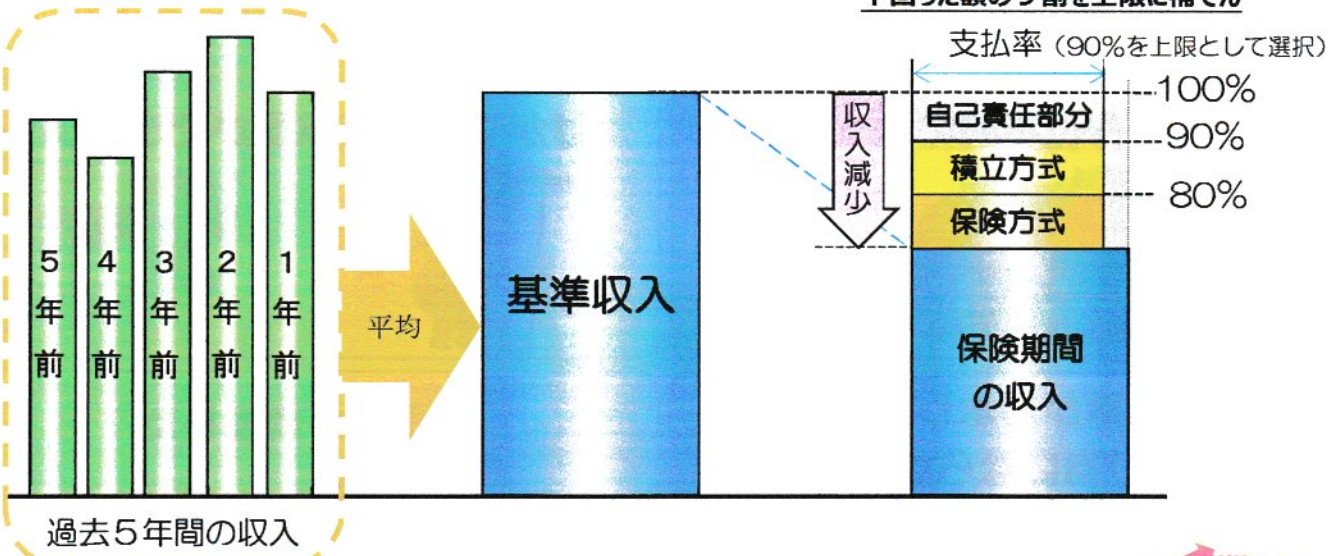
- ※ 自ら生産した農産物に簡易な加工を施したのも含まれます。  
（例 精米、もち、梅干し、干し大根、干し柿、干しいも、牛乳等）
- ※ 在庫（棚卸し）についても、税の仕組みと同様に販売収入に含めます。
- ※ 補助金は販売収入に含めません（ただし、実態上販売収入と一体的に取り扱われている、畑作物の直接支払交付金、加工原料乳生産者補給金の数量払は含めます）。



## 収入保険の補てん方式

（青色申告実績が5年以上の場合）

基準収入の9割を下回ったときに、  
下回った額の9割を上限に補てん

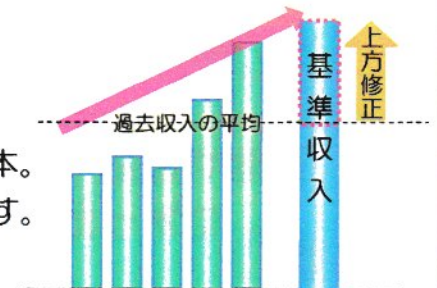


### 基準収入

- 保険期間の前年までの過去5年間の平均収入（5中5）を基本。
- 経営規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定します。

### 補てん方式

- 「保険方式」（80%限度）と「積立方式」（10%限度）の組み合わせで、積立方式を組み合わせるかは選択できます。
- 支払率は「保険方式」は90%～50%、「積立方式」は90%～10%から選択できます。
- 青色申告の実績が1年しかない場合は保険方式の補償限度割合は70%となります。

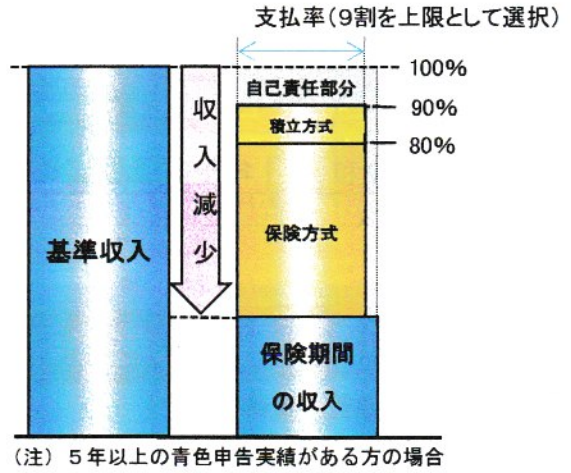




## 基本のタイプ

例えば、**基準収入 1,000 万円**の場合、  
 保険方式の**保険料 8.9 万円**、  
 積立方式の**積立金 22.5 万円**、  
**付加保険料 2.2 万円**

保険期間の**収入がゼロ**になったときは、  
**810 万円**（積立金 90 万円、保険金 720 万円）の**補てん**  
 が受けられます。



加入者負担保険料等（例）

基準収入(万円)	加入年数	保険料	積立金	付加保険料	計
100	1年目	8,856	22,500	6,282	37,638
	2年目	8,420	前年より繰越し	4,982	13,402
1,000	1年目	88,560	225,000	22,320	335,880
	2年目	84,204	前年より繰越し	21,020	105,224

- 保険金の受取りがない場合は翌年の保険料は安くなります。
- 積立金の受取りがない場合は翌年に繰り越します。

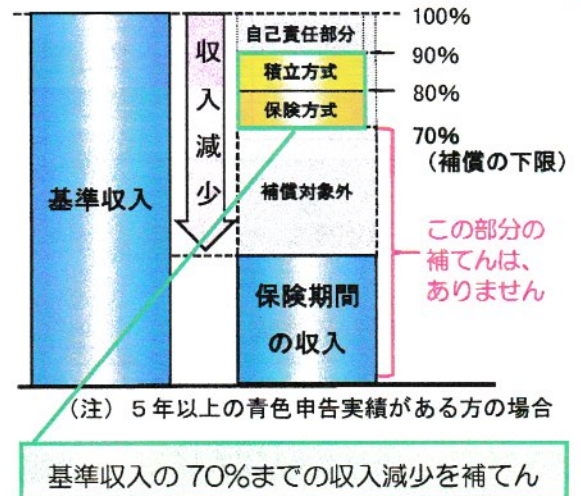
2年目以降の負担  
が少なくなります

## 保険料が安いタイプ

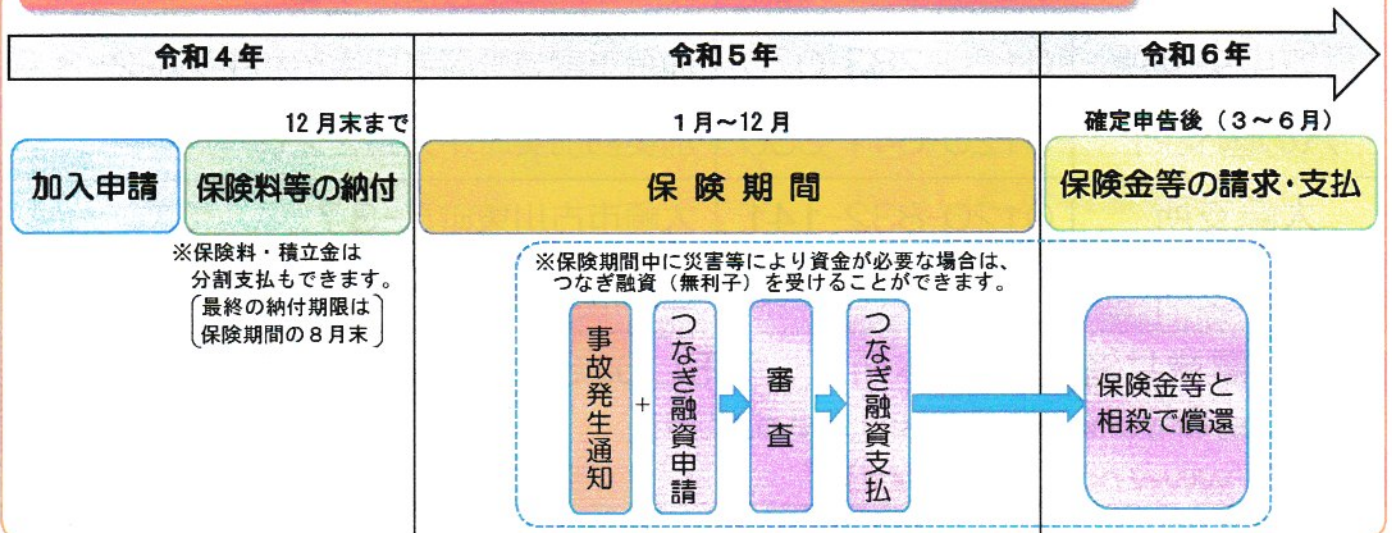
**基準収入の 70%を補償の下限**として選択すると、  
 例えば、**基準収入が 1,000 万円**の場合、  
**保険料 4.9 万円**（基本のタイプより約 4 割安い）、  
**積立金 22.5 万円**、**付加保険料 1.9 万円**

保険期間の**収入がゼロ**になったときは、  
**180 万円**（積立金 90 万円、保険金 90 万円）の**補てん**  
 が受けられます。

※補償の下限は、70%、60%、50%から選択できます。



## 収入保険の全体スケジュール（個人の場合のイメージ）





# ●青色申告書をご準備ください

青色申告書 をご準備いただければ、補償内容や保険料等を試算できますのでお問い合わせください。

## ①所得税の確定申告書 B

税務署長 令和 〇 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書 B

令和 〇 年 〇 月 〇 日

現在 住 所  
フリガナ  
氏 名

個人番号  
生 年 月 日

第一表 (令)

## ②所得税青色申告決算書

### (損益計算書のページ)

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

### 令和 〇 年分所得税青色申告決算書 (農業所得用)

住 所	業 種 名	事務所所在地
フリガナ 氏 名	農 業 名	氏 (名) 氏 (名)
	電 話 号	電 話 号

### (収入金額の内訳のページ)

#### 令和 〇 年分

収入金額の内訳 (現金主義によっている人は、前年の繰越高は記入しないでください。)

区 分	仕入品類 (別表 4)	本 年 収 入 額 (1)	農 産 物 の 買 入 額 (2)		取 引 金 額 (3)	家 事 消 費 費 (4)		農 業 物 の 買 入 額 (5)	
			取 引 額 (2-1)	現金 (2-2)		取 引 額 (4-1)	取 引 額 (4-2)	取 引 額 (5-1)	現金 (5-2)
雑 収 入									
合 計									

提出用 (令和二年分以降)

## ③雑収入の内訳が分かる書類 など

### ●法人の方は

- 法人税確定申告書別表1 と 別表4
- 損益計算書
- 売上高の内訳が分かる書類 (元帳) など

# 相 談 窓 口

相 談 窓 口	電 話 番 号	住 所
県南支所	0120-059-431	角田市角田字町田113
宮城中央支所	0120-283-070	仙台市宮城野区岩切字昭和東112-3
六の国支所	0120-641-380	加美郡加美町字矢越226
大崎支所	0120-832-141	大崎市古川東町5-37
県北支所	0120-818-413	登米市迫町森字平柳34-88

宮城県農業共済組合 本所 TEL:0800-170-6701

mail : syunyhoken@nosaimiyagi.or.jp

<http://www.nosaimiyagi.or.jp/>

